

会 議 金 録

承 認			事 務 局					《開催日時・場所》 平成 23 年 2 月 18 日(金) 14:00～15:30 労働会館 第一会議室
会 長	白川 委員	前中 委員	部長	課長	参事	担当長	担当	
2/23	2/23	2/23						

《名 称》 平成 22 年度 第 2 回岸和田市景観審議会

《出席者》（景観審議会委員出欠状況）

奥 委員	川崎 委員	白川 委員	杉本 委員	田 委員	中川 委員	中嶋 委員	西川 委員	藤田 会長	藤原 委員	前中 副会長	松村 委員	渡部 委員
×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○

（委員 13 名中、10 名出席）

事務局）樫岡副市長、まちづくり推進部：出原部長、赤坂担当長、小山、高丘

《傍聴者》0 名

《概 要》

- ・ 諮問事項 岸和田市都市景観賞の表彰者の承認について
岸和田市都市景観賞奨励賞・同特別賞・同努力賞の表彰およびその表彰者の承認について
- ・ 報告事項 岸和田市景観条例施行について
その他

《内 容》

● 岸和田市審議会等の会議及び会議録の公開に関する条例等について

（会長） 平成 22 年度 第 2 回岸和田市景観審議会の会議録承認者として、白川委員と前中委員の 2 名を指名する。

● 岸和田市景観審査小委員会委員の選出について

（事務局） 今回の議案には含まれていないが、岸和田市景観審査小委員会の委員の選任についてお願いしたい。

この小委員会は景観計画の策定、都市景観条例の改正に伴い新たに景観審議会の委員により構成する組織として設置するものである。景観法に基づく行為の届出の内容が景観計画に適合しない場合、景観行政団体は行為者に対し設計変更や必要な措置を行うよう勧告を行うことが出来るが、条例において勧告に先立ち景観審議会へその適否の意見を聴くことになっています。当小委員会は景観審議会の代表として勧告の適否を審査するものである。小委員会の委員については景観審議会の会長の指名により選出されることと規定されており、ここで会長よりの指名、選任をお願いしたい。

（会 長） それでは、藤原委員、前中委員、渡部委員、松村委員と私藤田の 5 名を小委員会の委員として指名し岸和田市景観審査小委員会を組織したいと思うがよろしいか。

（各委員） 了承。

（事務局） それでは、藤田会長、藤原委員、前中委員、渡部委員、松村委員に小委員会をお願いする。

小委員会を開催する際には、適宜連絡を行う。

● 諮問事項

岸和田市都市景観賞の表彰者の承認について

岸和田市都市景観賞奨励賞・同特別賞・同努力賞の表彰およびその表彰者の承認について
事務局より説明。

【意見等概要】

諮問事項についての質疑応答は次のとおり。

- (会 長) 質問や意見があればお願いしたい。まちかど審査での得票数と推薦物件に若干の乖離が見られるが、景観賞の趣旨が十分に投票者に理解してもらっていなかったことや個々の対象物件の写真の写り方によるものと思われる。なお、それぞれの写真すべて、事務局が撮影したものである。
- (委 員) 対象物件ごとに写真から受ける印象が異なる。写真が与えるイメージは非常に強いので写真の撮り方には細心の注意をはらうべきである。
- (委 員) なるべく公平を期すよう配慮していても、天候などの影響により大きく異なってしまう。もちろん、出来るだけそういった差が少なくなるように気をつけることは重要である。
- (委 員) 景観賞となった場合、専門家と市民では見る視点が違う。市民はその写真が良いか悪いかと言う視点で見がちなので、緑や川が写り込んでいる物件の得票が多いという傾向がある。写真賞であればそれでいいのだが、景観賞となると、公共の場からどう見えるのかと言った視点が重要になる。写真撮影には、公共の場からの視点に気をつけるべきである。
- (事務局) 了解した。今後、物件の写真を撮る際には配慮する。
- (委 員) 他市で同じような賞について携わった経験から述べると、自薦で写真を持ってくる場合、たくさん撮った中でベストの写真を持ってくる。実際の物件とは印象が異なる場合があるので、自薦であっても必ず職員が現地確認したうえで写真撮影している。
- (委 員) 大まかにはまちかど審査の得票と受賞とは比例しているが、一部でまちかど審査で 1 位になった物件を賞から外し、得票が少ないものに賞を与えている。専門家との視点が異なるとは言え、その結果を市民が見た場合、まちかど審査はなんだったのかという事になる。折角、まちかど審査などを行い、市民に景観に対する啓発を図っていることを無駄にしないためにも、まちかど審査で 1 位となった物件には何らかの賞を考えても良いのではないか。
- (委 員) まちかど審査での意見、専門家の意見がある程度点数化し、ミキシングすることで選考の判断をわかりやすい形にすることも検討してはどうか。
- (事務局) まちかど審査を実施する際には、まちかど審査での結果を参考に選考委員会が決定すると公表している。必ずしも得票が賞に反映しないことは明確にしている。
- (委 員) こういった賞を市民に判断してもらう場合、選考の基準以外の要因により一番人気になる可能性もある。どの程度、市民の意見を参考にするのは慎重に検討したほうが良い。市民に対する説明性を確保するためにも、最終の選考委員会は公開にするなどの方法も次回には検討しても良いかもしれない。
- (委 員) 景観と言う立場から見るという事は、公の空間からある人の目を通して見えるものことであり、私的な空間の良し悪しを判断するものではないと思う。例えば大規模建築物等届出部

門での公園内トイレは、公園内施設として非常に良いとは思いますが、道路側から見ると後背部しか見ることが出来ず、良好な景観を形成しているとは言いがたいと考える。

景観とはいい建物を競うのではなく、一般の生活景にいかに溶け込んでいるのかという事なので、逆に次回、景観賞を実施する際にはそういった視点をアピールするようにしてもらいたい。

(会 長) 他に意見がなければ、諮問事項、諮問事項の2案件について、原案どおり承認すると答申してよろしいか。

(各委員) 了承。

(会 長) 事務局にはこれらの意見を十分に参考にしながら、次回の景観賞を実施する際にはより良いものにしてもらいたい。

(事務局) 審査の公開の方法や、まちかど審査1位に何らかの表彰をするなど、委員の皆様のご意見を参考にさせていただいた上で、より良い形になるように今後の景観賞を実施していく。

【答 申】

第一号議案、第二号議案について原案のとおり承認する。

(事務局) 今後の表彰日程について簡単に説明させていただく。

平成23年3月13日(日)に新しく出来た東岸和田市民センターの会議室にて13時より実施する予定である。

表彰式には会長に講演をお願いしている。お時間のある方は是非、ご来場いただきたい。

● 報告事項

岸和田市景観条例施行について

事務局より説明

報告事項 については、質問等無し。

● その他

次回景観審議会について

(事務局) 次回の景観審議会については平成23年7月頃を予定している。時期が近づいたら、日程調整などをさせていただきたい。

(会 長) それでは、本日の景観審議会はこれで終了とさせていただく。

(以上)